

こちら男女共同参画情報局

～女性や子どもへの暴力防止をめぐる～

1 性犯罪厳罰化、改正刑法が施行

改正刑法が平成29年7月から施行。改正刑法は、強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更し、女性に限定されていた被害者に男性を含むこととし、性交類似行為も対象とします。また、強姦罪や強制わいせつ罪などで、起訴するのに被害者の告訴が必要となる「親告罪」規定を削除しました。家庭内での性的虐待を念頭に、親などの「監護者」が立場を利用して18歳未満の者に性的な行為をすれば、暴行や脅迫がなくても罰する「監護者わいせつ罪」と「監護者性交等罪」を新設しました。

詳しくは

法務省

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00140.html

2 改正ストーカー規制法「禁止命令」等の見直し

改正ストーカー規制法が平成29年1月から施行。会員制交流サイト(SNS)上での付きまといを新たに規制対象に追加し、罰則を強化。被害者が告訴をためらっていても起訴できるよう非親告罪に変更されています。6月からは、迅速に被害者を守るため緊急の場合には、事前の警告がなくても公安委員会が加害者に禁止命令を出せるようになりました。

詳しくは

警察庁

<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/seiki/seianki20161214-1.pdf>

3 「JKビジネス」問題とは？

アダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあります。こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて、関係府省対策会議を設置し、その根絶に取り組んでいます。



内閣府のJKビジネス等防止月間
街頭キャンペーンの様子

詳しくは

内閣府

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

4 児童虐待通告23.5%増 目立つ「面前DV」

児童虐待を受けているとして全国の警察が平成29年度上半期(1～6月)、児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、前年同期比23.5%増の3万262人となり、6年連続増加しています。通告の内容では、子どもに暴言を吐いたり、目の前で配偶者らに暴力をふるう「面前DV」などの「心理的虐待」が7割で最多。暴行を加えるなどの「身体的虐待」が2割弱、育児放棄などの「怠慢・拒否」が1割となっています。

詳しくは

警察庁

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29-1.pdf